図面書類等の適性な提出にご協力願います。

開発事業に関する手続制度の概要

子どもたちの　未来のために

ふだん着で CO_2 をへらそう

大規模開発事業

開発事業事前相談

取引行為の３ヶ月前までに届出

大規模土地取引の届出§82

まちづくり上の助言§83
（市民まちづくり会議の意見を聴く）

開発事業事前相談整理カードの提出

必要に応じて開発事業協議会を開催し、関係部署の意見を聴取する

土地利用構想の届出§84

公告・縦覧(21 日間)

土地利用構想届出日の翌日から起算して７日以内に設置

土地利用構想広告板の設置§85

設置後速やかに

土地利用構想広告板設置の届出§85

土地利用構想届出公告日の翌日から起算して 21 日以内に開催
開催７日前までに周知

土地利用構想説明会開催の届出§85

説明会の開催§85

説明会開催日の翌日から起算して７日以内

説明会結果報告書の提出§85

土地利用構想届出の公告日の翌日から起算して 30 日以内

市民等からの意見書の提出§86

土地利用構想届出の公告日の翌日から起算して 30 日経過後

意見書の写しを事業者に送付§86

意見書に対する見解書の提出§87

公告・縦覧(14 日間)

必要に応じて公聴会の開催§88

公聴会開催後速やかに

公聴会の概要･陳述内容の報告書作成§88

縦覧(14 日間)

手続き期間（目安）
大規模土地取引の届出から
３か月

必要な助言・指導§89
（市民まちづくり会議の意見を聴く）

開発基本計画の届出へ